

平成 30 年 9 月 28 日
水 産 庁

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める 「くろまぐろ」第 3 の 2 の (2) に基づく小型魚から大型魚への 振替に係る公表について

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について、都道府県における協議が整ったことから、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」について（以下「基本計画」という。）第 3 の 2 の (2) (*1) に基づき、第 4 管理期間 (*2) の漁獲可能量の振替について下記のとおり公表します。

また、この振替により都道府県の配分量は基本計画第 5 の 4 の規定により下記のとおり変更となったことから (*1) 合わせて公表します。

(*1) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」について (抄)

・第 3 の 2 の (2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。

・第 5 の 4 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる 1 の表の改定

第 3 の 2 の (1) の超過量の差し引き、第 3 の 2 の (2) の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第 3 の 2 の (3) の小型魚における第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて同表 (第 5 の 1 の表) も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第 4 管理期間の配分量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は配分量を超過した道県の第 4 管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。

(*2) 第 4 管理期間：沖合漁業（大臣管理漁業）は平成 30 年 1 月から 12 月まで。沿岸漁業（知事管理漁業）は平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで。

記

○基本計画第 3 の 1 の表（漁獲可能量）

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第 4 管理期間	8,013.3 トン
小型魚	第 4 管理期間	3,368.0 トン
大型魚	第 4 管理期間	4,645.3 トン

○基本計画第第5の1の表（※関係府県及び合計のみ抜粋）

(1) 小型魚

都道府県	数量 (トン)
岩手県	18.2
石川県	46.7
福井県	13.3
京都府	14.3
...	...
合計	1,529.72

(2) 大型魚

都道府県	数量 (トン)
岩手県	17.7
石川県	15.7
福井県	16.1
京都府	15.7
...	...
合計	1,124.2

(参考)

新旧対照表

○基本計画第第3の1の表 (漁獲可能量)

第1種特定海洋生物資源	変更前	変更後	増減
くろまぐろ	8,013.3 トン	8,013.3 トン	0 トン
小型魚 (30kg 未満)	3,386.3 トン	3,368.0 トン	△18.3 トン
大型魚 (30kg 以上)	4,627.0 トン	4,645.3 トン	18.3 トン

○基本計画第第5の1の表 (※関係府県及び合計のみ抜粋)

(1) 小型魚

都道府県	変更前	変更後	増減
岩手県	21.1 トン	18.2 トン	△2.9 トン
石川県	50.6 トン	46.7 トン	△3.9 トン
福井県	21.2 トン	13.3 トン	△7.9 トン
京都府	17.9 トン	14.3 トン	△3.6 トン
...
合計	1,548.02 トン	1,529.72 トン	△18.3 トン

(2) 大型魚

都道府県	変更前	変更後	増減
岩手県	14.8 トン	17.7 トン	2.9 トン
石川県	11.8 トン	15.7 トン	3.9 トン
福井県	8.2 トン	16.1 トン	7.9 トン
京都府	12.1 トン	15.7 トン	3.6 トン
...
合計	1,105.9 トン	1,124.2 トン	18.3 トン